



消防だより 119

ストーブなどの 安全な取扱い

これから季節は、秋から寒さが一段と厳しくなる冬にかけて、ストーブなどの暖房機器を使用する機会が多くなり、火災の発生が心配される時期でもあります。

火災を発生させないよう、次の点に注意するよう心掛けましょう。

使用にあたっての注意事項

- ・ストーブなどの近くに、紙や衣類など燃えやすいものを置かない。
- ・ストーブの近くでヘアスプレー



1等の引火の危険性があるものを使用しない。

・カーテンなどがストーブに接触しないように、離して使用する。

・ストーブの上方に洗濯物等を干さない。

使用方法

・ストーブに灯油を給油する時は、火を消してから行う。

・カートリッジタンクの場合は、給油後、タンクのふたを確実に締める。

・煙突は金属性の支線等を使用して固定する。

・就寝時や外出時は、必ず完全に消火していることを確認する。

・使用する前には、十分な点検・整備を行い、故障している場合は専門の業者などに修理を依頼してください。

住宅用火災警報器

を設置しましょう



住宅用火災警報器の設置により、火災を早期に見出し避難することができ、大切な家族を守ることが出来ます。

西胆振消防組合管内では、住宅用火災警報器（煙感知器）の設置が義務化されています。

一般家庭の場合はその所有者が、アパートや賃貸マンションなどの場合は、所有者（管理者）と借受人が協議して設置することになります。寝室及び2階に寝室がある場合は階段の天井部分にも警報器の設置が義務付けられています。

任意ですが台所も火を取り扱う場所として熱感知器の設置を推奨します。

ご不明な点がありましたら、洞爺湖支署(☎76-2119) 洞爺出張所(☎87-2119)へご相談ください。

勤続35年以上正会員の 夫人に感謝状の贈呈

平成25年8月23日、洞爺湖町入江在住の洞爺湖消防団第1分団、森元司分団長の奥様であります森元ひろえさんに公益財団法人北海道消防協会（東田慎悟会長）より、「勤続35年以上正会員の夫人に対する感謝状」と記念品が贈呈されました。

これは、消防に職を奉ずるご主人の職責の完遂に永年協力されてきた内助の功績に感謝の意を表したものであります。森元さんは、昭和53年に洞爺湖消防団（前虻田消防団）に拝命され、平成21年より洞爺湖消防団第1分団の分団長として地域住民の安心安全を守るために活躍しているご主人を陰で支え、洞爺湖町の地域防災に貢献されました。



感謝状と記念品を贈呈された森元ひろえさん

西胆振消防組合ではホームページを開いています

各種試験案内・講習会のお知らせ、住宅用火災警報器設置や消火器点検内容、各種届出・申請様式（ホームページからダウンロードできます）などが掲載されています。

今後、利用者の利便性を考慮しながら内容を充実していきたいですので、ぜひ、ご活用ください。西胆振消防組合ホームページ <http://www.6.ocn.ne.jp/~nfd119/index.html>

統一標語

「消すまでは

心の警報

ONのまま」

平成25年1月1日～
8月31日現在

- 火災件数 2件
- 救急件数 320件